

島根県報

平成24年3月30日(金) **号外 第 4 6 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

 一

【規 則】

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

(都 市 計 画 課) 2

【告 示】

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部 (都 市 計 画 課) 3 改正

公布された条例等のあらまし

◇ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第40号)

- 1 規則の概要
- (1) 知事への届出を要する工作物について、太陽光発電施設及び橋。梁、に関する規定を設けることとした。 (第2条・第24条関係)
- (2) 知事への届出を要しない行為のうち、建築物等の改築及び外観の変更の場合に係る要件を変更することとした。 (第11条・第25条関係)
- (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 橋梁 (専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く。) その他これに類するもの

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 太陽光発電施設(同一若しくは一団の土地又は海上に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。) その他これに類するもの

第11条第2号ウ中「第11号」を「第12号」に改め、「築造面積」の次に「(同条第8号にあっては、設置面積の合計)」を加え、同号エ中「第2条第12号」を「第2条第14号」に改め、同号オ中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「外観の変更」の次に「(外壁の改修、塗装行為等を含む。)」を、「もの」の次に「(外観の大部分に施す場合を除く。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第24条第1項第2号イ中「第10号」を「第11号」に、「オ」を「カ」に改め、「築造面積」の次に「(同条第8号にあっては、設置面積の合計)」を加え、同号ウ中「第2条第11号」を「第2条第12号」に改め、同号オ中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「第2条第12号」を「第2条第14号」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 第2条第13号に掲げる工作物 なし(全ての工作物につき規模を超えるものとみなす。)

第25条第2号を削り、同条第3号中「外観の変更」の次に「(外壁の改修、塗装行為等を含む。)」を、「もの」の次に「(外観の大部分に施す場合を除く。)」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号エ中「第11条第7号イ」を「第11条第6号イ」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第11条第10号及び第11号」を「第11条第9号及び第10号」に改め、同号を同条第4号とする。

第29条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日から30日後に着手する建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更について適用し、同日以前に着手する建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更については、なお従前の例による。

告示

島根県告示第215号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為(平成23年島根県告示第536号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1項に次の1号を加える。

(5) 奥出雲町景観計画 (平成24年奥出雲町告示第23号) に定められた景観計画区域内で行う行為